



ちがさき情報

広報紙

広報シティプロモーション課

広報ちがさき

毎月1日発行。自治会などを經由してお届けしている他、市内公共施設や駅改札などで配布しています。また、スマホやタブレットで無料アプリ「カタログポケット」や「マイロ」を使ってご覧いただけます。目の不自由な方には、CDに録音した「声の広報」や点字版の郵送もしています。希望する方はお問い合わせください。

ホームページ

広報シティプロモーション課

パソコン・スマートフォン

URL <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

市ホームページ➡



まっぷdeちがさき(パソコン・携帯電話共通)

デジタル推進課

情報を検索し、地図上で確認できるサービスです。

URL <https://www2.wagmap.jp/chigasaki/>

カタログポケット

広報シティプロモーション課

市の情報紙を中国語・韓国語など10言語で読めるサービスです。ブラウザ版で手軽に、アプリ版で多機能に使えます。広報ちがさき、やさしいにほんご版市民便利帳など暮らしに役立つ情報を掲載しています。

カタログポケット➡



茅ヶ崎市市民便利帳(やさしいにほんご)

多様性社会推進課

外国籍市民の方を対象にしたやさしいにほんごの市民便利帳があります。カタログポケットでも読めます。



YouTubeによる動画配信

広報シティプロモーション課

「ハーモニアスちがさき放送局」

市広報番組「ハーモニアスちがさき」の動画を配信しています。

「茅ヶ崎市長定例記者会見」

定期的に行っている記者会見の動画を配信しています。

「ちがさき動画ライブラリー」

茅ヶ崎の自然や生活に役立つ講座など、さまざまな動画を配信しています。

X (旧 Twitter)

広報シティプロモーション課

災害情報や観光情報をお知らせします。

アカウント名 @Chigasaki_city

Xアカウント➡



LINE

広報シティプロモーション課

カテゴリを選ぶと欲しい情報が届きます。災害発生時や災害発生が見込まれる際は災害に特化した情報を配信します。

LINE アカウント➡



フェイスブック

広報シティプロモーション課

ページ名は「いとしのちがさき」。市からのお知らせやイベント、旬の情報をお知らせします。

いとしのちがさき➡



登録された電子メールアドレスへ下表の情報を配信します。

登録方法 インターネットから下記トップページにアクセスし、「メール配信申込み」からメールアドレスを登録。または、登録用アドレス宛てに空メールを送信してください。空メールは二次元コードからも送信できます。

メール配信トップページ(パソコン・携帯電話共通)

<https://mail.cous.jp/chigasaki/>

登録用アドレス(登録空メール送信用)

chigasaki@cousmail-entry.cous.jp



配信項目	配信内容
災害時の放送	地震、津波などの大規模な災害情報
ライフライン被害	水道、電力その他の被害情報
行方不明者等	茅ヶ崎警察署からの行方不明者などの捜索依頼
光化学スモッグ	光化学スモッグ注意報の情報
平常時の放送	振り込め詐欺の注意喚起、防災訓練などの情報
相模川の氾濫情報	相模川の氾濫危険情報、氾濫発生情報
災害による被害情報	通行止め、道路冠水、土砂災害などの情報
防犯情報	市内で発生した犯罪発生状況
職員採用試験情報	採用試験の予定や内容、説明会の開催など
市税等納期限通知	市県民税などの税や国民健康保険等の納期限を3日前までに配信
市からのお知らせ	イベントの開催情報、中止のお知らせなど
火災情報	火災の発生場所の情報
ごみ出しメール	ごみの回収地区、回収時間、ごみの分別情報



ちがさき





いざというときに

急病になったら

地域医療センター 茅ヶ崎3-4-23

☎38-7532 内科 ☎38-8667 歯科

☎38-5086 調剤薬局

※内科・小児科・外科では症状によっては、救急病院を案内する場合もあるため、

可能な限り事前連絡をしてからの受診にご協力ください。
(最新の診療体制については、ホームページをご確認ください。)

◎診療日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)、平日・土曜日夜間

◎診療科目

内科・小児科・外科・歯科・調剤薬局

◎診療時間

【日曜日、祝日、年末年始】

内科 9時～12時、13時～23時

(午前受付は11時30分まで、夜間受付は22時30分まで)

小児科・外科 9時～12時、13時～17時

(午前受付は11時30分まで、午後受付は16時30分まで)

歯科 9時～12時、13時～17時

【平日・土曜日夜間】

内科・小児科 20時～23時

(受付は22時30分まで)

※調剤薬局 各科の診療日および診療時間に開局

※その他お問い合わせ 保健所地域保健課 ☎ 38-3314



耳鼻咽喉科・眼科救急

◎診療日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

◎診療場所

耳鼻咽喉科／藤沢市医師会北休日・夜間急病診療所
または平塚市休日・夜間急患診療所

眼科／当番医院

当日の診療時間・場所は、県ホームページ

「休日の眼科・耳鼻咽喉科の救急当番医療機関について」で確認し、診療場所へ事前に連絡してください。

※その他お問い合わせ 保健所地域保健課 ☎ 38-3314



医療情報ネット

保健所地域保健課 ☎ 38-3314

町名や診療科目等を入力すると、条件に合った市内の医療機関や薬局を調べることができます。



かながわ小児救急ダイヤル

☎ #8000-045-345-8865(直通)

家庭でどう対処すべきか、すぐ医療機関にかかるべきか、子どもの体調のことで判断に迷ったときのための、看護師などによる電話相談です。

◎時間

月～金 18時～翌8時

土・日・祝 8時～翌8時



かながわ救急相談センター

☎ #7119-045-232-7119(直通)

急な病気やけがの対処法・救急車要請判断などの相談、受診可能な医療機関の案内を行っています。

◎時間

24時間365日



市内の救急病院

◎茅ヶ崎市立病院

本村 5-15-1

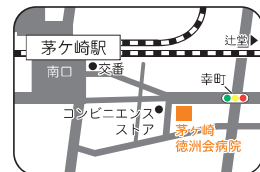
☎52-1111



◎茅ヶ崎徳洲会病院

幸町 14-1

☎58-1311



◎湘南東部総合病院

西久保 500

☎83-9111



◎茅ヶ崎中央病院

茅ヶ崎 2-2-3

☎86-6530



119番に電話をかけたら、あわてずに落ち着いて

火災の場合に聞かれること

- 住所(建物の名前・部屋番号)、氏名、電話番号
- 燃えている所や物
- 逃げ遅れの状況、けが人の状態

救急の場合に聞かれること

- 住所(建物の名前・部屋番号)、氏名、電話番号
- 現在の状態と症状
- けが人や病人の名前、生年月日

携帯電話からの通報(局番なしの119番)

- ◎通報場所によっては近隣市の消防本部へつながる場合があります。消防本部間で電話をつなげますので、切らずにお待ちください。
- ◎場所が特定しにくいことがありますので、住所や目標になる建物確かめてください。
- ◎119番通報後に折り返し消防本部から連絡する場合がありますので、救急車や消防車が到着するまでは、緊急通報以外の通話は控えてください。

NET119 緊急通報システムによる通報

- ◎聴覚や発話等の障がいにより音声での119番通報が困難な方でも、スマートフォンのインターネットの機能を利用して簡単な操作で、素早く119番に通報することができます。このシステムを利用するには事前登録が必要となります。
- 連絡先 消防本部指令情報課
☎ 85-4591
FAX 85-1112



ファクスによる通報(局番なしの119番)

- ◎ファクスからの通報は主に言葉と耳の不自由な方を対象にしたものです。一般の電話が利用可能な方はご遠慮ください。
- 書式は茅ヶ崎市消防本部ホームページの「ファクスによる119番通報」からダウンロードができます。



反応が無い、呼吸が感じられないとき

- ◎通報時、電話で心肺蘇生の方法をお伝えします。移動できるよう、携帯電話や子機を使うのがおすすめです。また、現在はスマートフォンのカメラを利用したLive119(映像通報システム)も導入されています。指令員から送られるURLを開くと、現場の映像を共有でき、より正確な応急手当のサポートが受けられます。
- ◎AED(自動体外式除細動器)があれば倒れている方の近くに置き、電源を入れた後は音声メッセージに従ってください。

外国語でも大丈夫(多言語通訳サービス)

- ◎通訳サービスが外国人と消防との言葉の架け橋となり、5言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語など)を含む複数の言語での119番通報をサポートします。



停電中の119番通報について

- ◎停電時は商用電源を使用する電話やファクスなど基本的使用できなくなります。停電時に119番通報する場合は、携帯電話や公衆電話などからお掛けください。



市内の災害情報や医療情報

災害情報案内 ☎ 82-2119

発生している災害情報をお知らせしています。

かながわ救急相談センター ☎ #7119

☎ 045-232-7119(直通)

茅ヶ崎市消防本部ホームページ

発生している災害情報を確認できます。

URL <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/fire/1001608.html>



ちがさきメール配信サービス

市内で発生している火災情報のメールを配信しています。登録方法はP.39のちがさきメール配信サービスをご覧ください。

AED(自動体外式除細動器)

消防署消防指導課 ☎ 85-4594

なんらかの原因で心臓が突然止まるのは、心臓が(ブルブルと)細かくふるえる「心室細動」が原因となることが少なくありません。こういう場合にできるだけ早く心臓に電気ショックを与えて心臓のふるえを取り除くことがとても重要です。AEDはこの電気ショックを行うための医療機器ですが、医学的な知識がなくても音声案内に従って操作をすれば容易に使うことができます。AEDは、市内の公共施設に設置されていますので、その施設内や近くで倒れた人を見かけたら、勇気をもってAEDを使用してください。

AED設置施設はP.123~125をご覧ください。

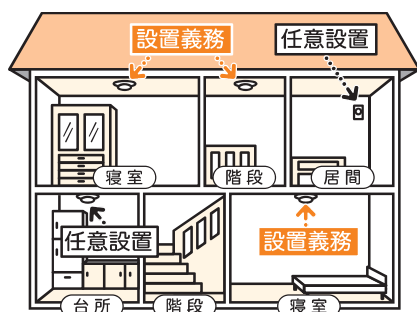
住宅用火災警報器

消防本部予防課

住宅火災による犠牲者を減らすため、すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

火災が起きた時に正しく作動するために、日頃から作動確認とお手入れをしましょう。作動確認は、本体のボタンを押すものや、引きひもを引くことで確認することができます。

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換することをお勧めします。



安心カード配布

消防本部警防救命課

ひとり暮らしの高齢者や障がい者世帯などの方を主な対象として「安心カード」を無料で配布しています。

かかりつけの病院や緊急連絡先などの情報を記入した「安心カード」を自宅に保管、または「安心カード」を外出時に携帯することで、万一の緊急時に救急隊員や医療関係者などが必要な情報を得られ、迅速な救急医療活動に結びつけることができます。

消防本部警防救命課・茅ヶ崎市消防署(分署及び出張所含む)・高齢福祉課・障がい福祉課・小出支所・辻堂駅前、香川駅前、ハマミーナの各出張所・茅ヶ崎市立公民館で配布しています。



緊急ダイヤル一覧

●警察への急報	☎ 110
●火事・救助・救急	☎ 119
●海上の事件・事故 海上保安庁	☎ 118
●電気の故障(漏電・停電など) 東京電力 パワーグリッド	☎ 0120-995-007
●ガスもれ(都市ガス) 東京ガス ガスもれ通報専用電話	☎ 0570-00-2299
●水もれ 県企業庁茅ヶ崎水道営業所	☎ 52-6151
●災害用伝言ダイヤル	☎ 171

防犯

安全対策課

防犯灯

防犯灯の故障などを発見した場合は、下記事業者の「防犯灯コールセンター」へ連絡してください。その際には、電柱などに設置された防犯灯管理プレートに記載されている管理番号と、所在地をお伝えください。

◎受付時間

月～金曜日 8時～21時

※上記以外の時間や土・日曜日、祝日、年末年始は留守番電話対応となります。

◎連絡先

「防犯灯コールセンター」
(茅ヶ崎東光電気株式会社内)

☎ 40-6255

FAX 53-0708

メール harada@c-toko.co.jp ▲防犯灯管理プレート



自主防犯活動団体を支援しています

定期的に防犯パトロールを行っている自主防犯活動団体に対して、防犯パトロール用被服を貸与しています。

◎貸与品

ベスト、帽子、腕章





ごみと資源物の 分け方・出し方、 リサイクル



ごみサク

ごみと資源物は、決められた種類を、決められた収集日の早朝から朝8時30分までに自治会指定の集積場所に出してください。品目によって出す場所が異なる場合がありますので、ご注意ください。

分け方・出し方の詳細は市役所、小出支所、各出張所、各公民館などで配布している「ごみと資源物の分け方・出し方」、「ごみと資源物の収集カレンダー」をご覧ください。

市ホームページからダウンロードもできます。

燃やせるごみ・燃やせないごみは、市が指定するごみ袋（指定袋）に入れて出してください。指定袋は「茅ヶ崎市指定収集袋販売所」の表示が出ているスーパーやコンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターなどで販売しています。詳細は市ホームページをご確認ください。

URL <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/1042977/1045388.html>



LINEによるごみの日通知

環境事業センター ☎ 57-0200

収集日の当日の朝に、ごみと資源物の収集日を、LINEでお知らせするサービスです。市ホームページ・携帯サイトから登録してください。



安心まごころ収集制度をご利用ください

環境事業センター ☎ 57-0200

ごみや資源物を集積場所まで持ち出すことが難しい世帯を対象に、戸別収集を行います。また、収集の際に顔合わせや声かけによる安否確認も行います。

◎対象

本人や家族などの同居者では集積場所にごみや資源物を持ち出すことが難しく、かつ地域や親類など身近な方の

協力が得られない方で、次のいずれかに該当する市内在住の方

- ・肢体不自由で身体障害者手帳1～2級の方
 - ・65歳以上で要支援1～要介護5の方
 - ・その他、同等の状態にあると市長が認める方
- ※いずれも在宅していること

◎申し込み

障がい者世帯…障がい福祉課

高齢者世帯…高齢福祉課

環境事業センター・各出張所・小出支所

（申請書は障がい福祉課・高齢福祉課、環境事業センター、小出支所、各公民館で配布。市ホームページからダウンロードもできます）

戸別収集実験事業について

資源循環課 ☎ 81-7178

令和7年4月から市内一部のエリアを対象に戸別収集実験事業を実施しています。

令和7年度実施したエリアにおいては、「戸別収集実験事業検証結果報告書」に記載のとおり、令和8年度も戸別収集を継続していきます。

令和8年度からは次のとおり対象エリアを追加し、実施します。対象エリアの皆さま、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



■目的

戸別収集を実施した場合の3者（自治会等・個人・市）における影響や効果などを把握するため。

■実施期間

令和8年4月1日から

令和9年3月31日まで

■対象品目

燃やせるごみ

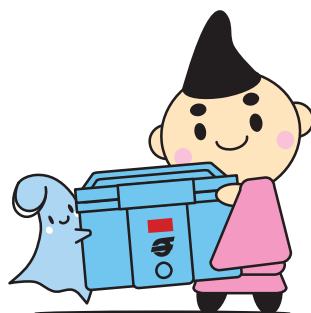
■対象エリア

新栄町・東海岸北三丁目・元町



■分け方・出し方の変更点

排出場所が集積場所から、各戸（各棟）の敷地内の道路際の収集しやすい場所に変更となります。詳しくは「戸別収集実験事業ガイドブック」をご覧ください。



ごみの分け方・出し方

環境事業センター ☎ 57-0200

燃やせるごみ ※指定袋を使用してください。

週2回収集(月・木曜日または火・金曜日)

■種類

- 生ごみ(調理くず、残飯、野菜の皮など)
- 紙ごみ(資源に出せない紙類、感熱紙など)
- 木材(角材、枕木、丸太など)(長さ50cm以下、太さ10cm以下)
- 板(鉄製を除く)(長さ50cm以下、厚さ3cm以下)
- 資源に出せない衣類・布類(布製の玄関マット、台所マットなど)
- CD・DVD、ビデオテープ(ケースも含む)
- 指定袋に入る布団、こたつ布団、ベッドパッド

■出し方(注意すること)

- 生ごみは水分をよく切り、袋の口をしっかりとしばる
- 落ち葉や草は袋に入れて1~3袋を週の後半の収集日に出す
- 先の尖っているものやとげのあるものは紙や布などで包み、指定袋に「注意」と貼り紙などをして出す

■透明・半透明の袋で出せる品目

- 落ち葉・雑草(農作物の不要部分や観葉植物は対象外)
※煙等が周囲に影響を与えるため野焼きは行わないでください。
- 枝・幹(長さ1m以下、太さ1cm以下。束ねる際は1束35cm以下)
- 紙おむつ ○ストーマ袋 ○腹膜透析パック
- 尿とりパット

燃やせないごみ ※指定袋を使用してください。

隔週に1回(水曜日 第5週は除く)

■種類

- 金属類(指定8品目以外のもの)
※指定品目についてはP.45をご覧ください
- 小型家電製品(使用済小型家電対象品目以外のもの)
※対象品目についてはP.46をご覧ください
- 陶磁器類(茶碗、皿、花瓶など)
- ガラスくず(手鏡、ガラスのコップ、白熱球・LED電球、割れた蛍光灯など)
- プラマークのないプラスチック製品(おもちゃ、小箱など)

■出し方(注意すること)

- 刃物やガラスは紙や布などで包み、指定袋に「注意」と貼り紙などをして出す
- 乾電池、コイン電池・ボタン電池は透明・半透明の袋に入れて分かりやすくする(ニカド電池、リチウム電池などの充電式電池はリサイクル協力店へ)
- 蛍光灯(長さ140cm以下のもの)は購入時の箱などに入れて出す
- 水銀式体温計(ケースなどは除く)は透明・半透明の袋に入れて出す

■透明・半透明の袋で出す品目

- 乾電池 ○コイン電池・ボタン電池 ○蛍光灯
- 水銀式体温計

大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみは 電話、または市公式LINEから申し込み

大型ごみ等予約ダイヤル ☎ 57-1166

【電話予約】

- ▶収集は有料予約制ですので、電話で申し込んでください。指定された日・場所に当日の朝8時30分までに証紙(特定大型ごみは2枚)を貼って出してください。
- ▶証紙は「茅ヶ崎市収入証紙販売所」の表示が出ているコンビニエンスストアや商店などで販売しています。
- ▶必ず申し込み後、証紙を購入してください。購入済みの証紙は返金できません。

【市公式LINEでの予約申込】

- ▶LINEでの申し込みは24時間可能です。
- ▶収集は有料予約制です。
- ▶排出時には「証紙」、(オンライン決済の場合は、「縦横10cm以上の任意の用紙に受付完了通知に記載の申込番号を大きくわかりやすく記載」)をそれぞれの大型ごみに見える場所に貼り付けてください。証紙以外の任意の用紙を貼り付ける場合にはガムテープやセロテープで4辺をしっかりと貼りつけてください。
- ▶詳しい申し込み方法や注意事項等は市HPをご確認ください。



大型ごみ (1点につき700円)

1辺の長さが50cmを超え2m以下のもの(ただし大人2人で持ち運びできる重さのものに限る)。

特定大型ごみ

(1点につき1400円。700円の証紙を2枚)

次の指定品目で、1辺の長さが1mを超え、2m以下のもの(ただし大人2人で持ち運びできる重さのものに限る)。

○指定品目

ソファ、ドレッサー、本棚、食器棚(サイドボード)、ベッド(マットレスは除く)、脚付きマットレス、テーブル、タンス、チェスト、机、クローゼット、鏡台、こたつ

特定粗大ごみ (1点につき700円)

収集・運搬時に危険性があるもの。

ガス調理機器、灯油・ガスを燃料とする暖房機器、金属製のタイヤチェーン、鉄アレイ、そのほかこれらに類するもの。



くらし

剪定枝・大型ごみ・ごみ・資源物の お問い合わせについてのナビダイヤル

ナビダイヤル ☎ 0570-005-383

- ①剪定枝・大型ごみ等の予約、お問い合わせ
 - ②ごみ、資源物の収集運搬、分別、集積場所、動物死体、不法投棄に関するお問い合わせ
 - ③ごみ、資源物の持ち込みに関するお問い合わせ
- 上記の①～③のお問い合わせについて、それぞれの対応部署におつなぎします。お電話を掛けた後に流れる音声ガイダンスに従い、電話機の番号を押してください。

ナビダイヤルを利用できない方は

一部のIP電話等、ナビダイヤルをご利用できない場合があります。その場合は、以下にご紹介している連絡先へ、直接ご連絡ください。

資源物の分け方・出し方

環境事業センター ☎ 57-0200

びん

隔週に1回

■種類

○飲料・食料用のガラスびん、薬品・化粧品のびん

■出し方(注意すること)

- すすいできれいにする
- 袋には入れずにコンテナへ寝かせて入れる
- プラスチック製のキャップはプラスチック製容器包装類へ、金属製のキャップは燃やせないごみへ
- 割れたびんもコンテナへ
- 乳白色で中身の見えないものは燃やせないごみへ
- 農薬・劇薬の入っていたびんは燃やせないごみへ

かん

隔週に1回

■種類

○飲料、酒類、菓子類、食用油、その他食料用のかん

■出し方(注意すること)

- すすいできれいにし、つぶさない
- 袋には入れずにネット(青色)へ入れる
- 一斗かん、塗料用かん、オイルかん、テニスボールが入っていたかんなどは燃やせないごみへ

廃食用油

隔週に1回

■種類

○食用油(サラダ油、オリーブ油、菜種油などの植物性油に限る)

■出し方(注意すること)

- ペットボトル(スクリューキャップ式)に入れてふたをし、袋に入れずにそのまま転がらないようにして資源物集積場所に直に出してください。

金属類(指定8品目)

隔週に1回

■種類

以下の指定8品目に限る

- なべ ○やかん ○フライパン ○スプーン
○おろし金 ○焼網 ○ボウル ○ざる

■出し方(注意すること)

- 汚れを取り除き、袋に入れずにそのまま資源物集積場所に直に出してください。

ペットボトル

隔週に1回

■種類

○飲料・酒類・醤油・みりんなどの飲食用のペットボトル
(♻表示のあるものが対象)

■出し方(注意すること)

- キャップとラベルを外し、すすいできれいにしつぶす
- 袋には入れずにネット(黄色)へ入れる
- ♻表示があるプラスチック製のキャップやラベルは、プラスチック製容器包装類へ

プラスチック製容器包装類

週1回

■種類

○♻表示があるプラスチック製容器包装類(ポリ袋、ラップ類、トレイ類、パック類、ボトル類、チューブ類、ネット類、ふた類、発泡スチロール、緩衝材など)

■出し方(注意すること)

- 容器(包装類)の中身は使い切り、水ですすぐ、またはかるく汚れを拭き取る
- 透明・半透明の袋に入れる
- 決められた日に資源物の集積場所に出す
- 汚れが落ちないもの、在宅医療用品(点滴の袋など)は燃やせるごみへ

古紙類

隔週に1回

■種類

○新聞(折込チラシを含む) ○本・雑誌
○雑紙(ポスター、ノート、カタログ、包装紙、菓子箱、ラップの芯など)

■出し方(注意すること)

- 「新聞(折込チラシを含む)」と「本・雑誌、雑紙」は別々に分け、ひもで十文字にしる
- 小さなものは透明・半透明の袋に入れる

■種類

○シュレッダーで裁断した紙



くらし

■出し方(注意すること)

- 透明・半透明の袋に入れる

■種類

- 飲料用紙パック(☞表示のあるものが対象)

■出し方(注意すること)

- 洗って切り開き、乾燥させ透明・半透明の袋に入れる

■種類

- ダンボール

■出し方(注意すること)

- たたんでひもで十文字にしぼる

衣類・布類

月1回

■種類

- 衣類(セーター、下着、くつ、ベルトなど)
- 布類(カーテン、毛布、タオル、はぎれなど)
- その他(かばん、ぬいぐるみなど)

■出し方(注意すること)

- 再利用されるので汚れているものはきれいにして(洗濯して)から透明・半透明の袋に入れて出す

スプレーかん

月1回

■種類

- スプレーかん(ヘアスプレー、カセットボンベ、塗料、潤滑剤、殺虫剤、スプレー式消火具など)

■出し方(注意すること)

- スプレーかんは中身を使い切って穴はあけず、キャップをつけて出す(キャップがなくても回収します)
- ※穴があいていても回収します
- 決められた日に資源物の集積場所に出す
- 袋には入れずにネット(緑色)へ入れる
- 飲料、酒類、菓子類、食用油、その他食料用のかんはかんへ

剪定枝

庭木などの手入れを行った際に出る剪定枝をリサイクル施設でチップ化し、たい肥や燃料としてリサイクルします。

■出し方

①電話で収集を依頼(無料)(予約制)

剪定枝予約ダイヤル ☎57-1166

受付時間 月～金曜日 8時15分～17時
(年末年始を除く)

- 収集は原則、申込をした日の次の水曜日です。
- 枝・幹・切り株が対象(竹・繊維質の樹木も可)

- 袋に入れずひもで束ねてください。葉がついていても収集します。

- 1本あたりの長さは1m以下、太さ1cmを超え20cm以下で1束あたりの直径は35cm以下としてください。

- 草、落ち葉、つる、木材、木製品等は出せません。

②市公式LINEでの予約申込

- LINEでの申し込みは24時間可能です。
- 収集は無料予約制です。
- 詳しい申込み方法や注意事項等は市HPをご確認ください。

詳細は市ホームページをご確認ください。➡



③リサイクル施設への直接持ち込み(無料)

(株)都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所
(赤羽根3895)

■受付時間

月～土曜日 9時～12時、13時～16時

(年末年始・ゴールデンウィーク・お盆休みを除く)

- 枝・幹・切り株・草・落ち葉・竹・つる・シュロ・ソテツが対象の長さ、太さに制限なく搬入できますが、木材、木製品等は持ち込めません。

- ひもや袋は持ち帰りとなります

- 搬入時には事前に搬入届出書をご記入いただき、氏名・住所を確認できるもの(免許証等)を提示してください。

- 搬入届出書は市HPよりダウンロード

※土や石、針金などの異物は取り除いてください。

※事業者は対象外です。

※有料となりますが、環境事業センターへごみとして持ち込むことも可能です。

※事情により親族等が搬入する場合は、必ず事前に資源循環課(☎81-7178)までご連絡ください。

使用済小型家電の回収にご協力をお願いします

大切な資源をリサイクルするため、使用済小型家電の回収を行っています。

■種類

◎対象品目

30cm×15cmの回収ボックス投入口に入り、奥行き30cm程度の大きさで、電気・電池で動くもの

◎対象にならない品目

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、特殊な取り外し工事が必要な品目(太陽光パネル等)、蛍光管、電球

■出し方

回収ボックスを市役所、各出張所、各公民館、各コミュニティセンターなどの公共施設、イオン(茅ヶ崎中央店・そよら湘南茅ヶ崎)に設置しています。電池(バッテリー)を取り外し、個人情報を必ず消去してから、回収ボックスに入れて



ください。投入口に入らない使用済小型家電または、ボックスが詰まる原因となる大きさのものは、「燃やせないごみ」へ出してください。

■宅配便による回収

市と連携している「リネットジャパンリサイクル(株)」では、宅配便による小型家電の回収サービスを行っています。詳細はホームページをご覧ください。

URL <http://www.renet.jp/>

◎回収料金

パソコンを併せて出す場合は無料(1箱まで)

小型家電のみの場合 有料

※別途処分費用がかかる場合があるため、リネットジャパンリサイクル(株)へお問合せください。

☎0570-085-800

ごみと資源物の持ち込みについて

臨時にごみや資源物、剪定枝を処分したいとき

引っ越しなどで臨時に多量にごみや資源物、剪定枝が出たときは、ごみは環境事業センターへ、資源物は寒川広域リサイクルセンターなどへ、剪定枝は株式会社都実業グリーンリサイクル茅ヶ崎営業所へ、直接搬入することができます。

搬入時の注意事項

◎搬入時は、市が指定するごみ袋を使用する必要はありません。

◎住所の確認できるもの(免許証など)を必ずお持ちください。

◎ごみや資源物はお自身で降ろしていただきますので、分別し、降ろしやすいように積んでお越しください。

燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ

◎搬入先

環境事業センター 萩園836 ☎58-4299搬入車両は「全長5.2mまで」かつ「3t車まで」

◎受入時間

月～金曜日 9時～11時45分、13時～16時30分

第1・第3土曜日 9時～11時45分

◎自己搬入の手数料(一般家庭)

100kg以下 1回につき1400円

100kg超 1回につき1400円に10kg増すごとに140円を加算

※計量は10kg単位です。

◎注意

ごみは必ず排出者自身で持ち込んでください。事情により親族等が搬入する場合は、必ず事前にご連絡ください。

搬入できないごみ(市で収集・処理できないもの)

塗料およびその溶剤、在宅医療廃棄物で感染性の疑いのあるもの、廃油(食用油を除く)、薬品(農薬を含む)、石綿、自動車(部品を含む)、オートバイ(部品を含む)、タイヤ、バッテリー、瓦、石、砂、土、石膏製品、タイル、断熱材、コンクリートブロック、れんが、コンクリートの破片およびくず、そのほかの建設廃材、ソーラーパネル、太陽熱温水器、電気温水器、畳、便器、ピアノ、農業用機械、発電機、モーター、井戸ポンプ、電動車いす、電動式ベッド、スプリングマットレス(幅140cmを超えるもの)、ガス容器、耐火金庫、うす、漬物石、芝刈機(エンジン式のもの)、木(長さ2mを超えるものまたは直径20cmを超えるもの)、パソコン(プリンターなどの周辺機器を除く)、消火器(スプレー式消火具は除く)、充電式電池、ボタン電池(形式記号がBR又はCRを除く)。

そのほか、家電リサイクル法の対象品目(テレビ[ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL]、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、保冷庫、冷温庫、ワイン庫、洗濯機・衣類乾燥機)。

資源物(びん・かん・ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類(指定8品目)、剪定枝、スプレーかん)

◎搬入先

①寒川広域リサイクルセンター(剪定枝以外)

寒川町宮山2524 ☎74-5547

②茅ヶ崎市資源分別回収協同組合(剪定枝以外)

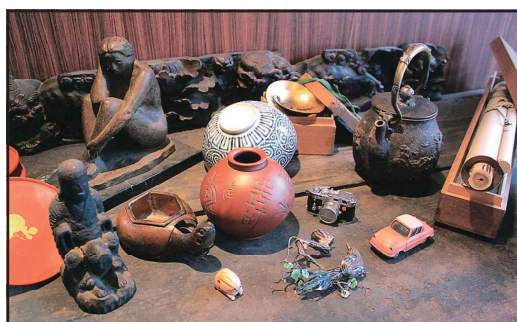
今宿829 ☎57-8310

③株式会社都実業グリーンリサイクル

茅ヶ崎営業所(剪定枝のみ)

赤羽根3895 ☎55-2490

※①②は、事業者は対象外です。



古道具・骨董品 買取りいたします
古ければガラクタでも構いません

見積
無料

物置や押入れに眠っている古い物、ホコリだらけでもOK
お引越や家屋解体時にもご相談下さい

飾り屋

茅ヶ崎市
十間坂2-3-20

神奈川県公安委員会許可 第452670000506号

☎0120-89-6676

◎受入時間

(年末年始等、休所日は別途お知らせします)

①月～土曜日

9時～11時45分、13時～16時30分

②月～金曜日

9時～11時45分、13時～16時30分

第1・3土曜日9時～11時45分

③月～土曜日 9時～12時、13時～16時



家庭用生ごみ処理機(手動式・電動式・消滅型)の購入補助制度

資源循環課

ごみの減量化・資源化の推進のため、家庭用生ごみ処理機(手動式・電動式・消滅型)の購入費の一部を補助しています。

購入日から1年以内に資源循環課へ申請してください。

・1世帯につき1台まで

・購入金額の1/3を補助(上限2万5000円。ただし、100円未満端数切捨て)

◎申請方法

資源循環課へ申請書類を持参する方法と郵送する方法にて申請を受け付けています。必要書類はお問い合わせください。

詳細は市ホームページをご確認ください。→



URL <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/recycle/1003313.html>

市で処理できないもの

家庭用パソコン

所有するパソコンのメーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会までお問い合わせください。また、市の協定事業者のリネットジャパンリサイクル(株)でも回収しています。使用済小型家電の回収ボックスでも回収しています。詳細はホームページをご覧ください。

一般社団法人パソコン 3R 推進協会

☎ 03-5282-7685

リネットジャパンリサイクル(株)

URL <http://www.renet.jp/>

家電リサイクル法の対象品目

買い替え・廃棄の際は購入した店舗に依頼してください。その他処分できない場合もしくは対象品目をご不明の場合は、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センターまでお問い合わせください。

◎対象品目

テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式・有機EL)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、保冷庫、冷温庫、ワイン庫、洗濯機・衣類乾燥機

一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター

☎ 0120-319-640(フリーダイヤル)

消火器(スプレー式消火具は除く)

消火器は、2020年4月より市で収集・処分するものから、消火器メーカー等が実施している「廃消火器リサイクルシステム」による処理に変わりました。詳細は消火器リサイクル推進センターのホームページをご覧ください。

消火器リサイクル推進センター

URL <https://www.ferpc.jp/>

【お問い合わせ】

株式会社長生運送 萩園1162 ☎58-5761

「こども110番! パッカーくん」が地域を見守ります

環境事業センター ☎57-0200

環境事業センターでは、子どもたちの安全の確保・子どもを被害者とする犯罪の未然防止・防犯意識の高揚を目的に、約30台のパッカー車(ごみ収集車)「こども110番! パッカーくん」がごみを収集しながら地域を見守っています。

子どもたちに限らず、身の危険を感じた場合などの緊急時には「こども110番! パッカーくん」に声をお掛けください。



廃品はハイフィンにおまかせ

✓ 不用品買取・回収

✓ 空き家整理

✓ 遺品整理

家具移動・草むしり等もOK

安心の夫婦経営

まずはお気軽に
お電話ください!!

0120-15-8120

見積無料 即日対応 株式会社 Hi-fin.

室田 1 15 52ハイツカワハタ201

自治会に入ろう！

市民自治推進課

市内にある135の各自治会では、防災や防犯、ごみの問題など暮らしに身近な課題に対して、行政と連携し、積極的に取り組んでいます。また、それぞれの地域の実情に合わせた特色豊かな活動を行い、近所での交流を深めています。

●環境美化・資源の活用

身近な地域がきれいに保てるよう、ごみや資源物の集積場所の維持管理などを行っています。

●防犯活動

ひったくりや車上ねらい、空き巣などの犯罪を防ぐために、防犯パトロールを実施しています。また、子どもたちの安全を守るため、登下校時の見守りを行っています。

●コミュニケーションの場

納涼祭や地区運動会など、地域住民の親睦・交流を図るために、さまざまなイベントを開催しています。

●災害時の備え

地震や津波などの災害時に備えて、自治会を中心とした自主防災組織が活動しています。自主防災組織では、炊き出しや安否確認、避難所への移動などの防災訓練、防災用品の備蓄や管理などにより、「いざというとき」に備えています。

※自治会により活動内容は異なります。

Q&A

★自治会に入るにはどうしたら？

市民自治推進課にお問い合わせください。お住まいの地域の自治会長の連絡先をお伝えしますので、連絡して加入手続きをしてください。

★自治会費の使い道は？

災害対応の物品整備、ごみ集積場所のネット購入、自治会員同士の親睦イベント運営、広報紙発行など自治会活動に関する経費をはじめ、自治会館の修繕や建設のための積立金などが主にあげられます。詳しくは、各自治会にお問い合わせください。



下水道

下水道使用料

下水道河川総務課

各家庭などから排出された汚水を浄化するための下水道管、処理場などの維持管理費の一部に充てます。

◎対象

公共下水道を利用している方

◎納付

通常2か月ごとの水道使用水量に応じて計算し、水道料金と一緒に支払いいただきます(便利な口座振替をご利用ください)

受益者負担金

下水道河川総務課

公共下水道の整備により、新たに供用開始区域になったみなさんに、下水道の建設費の一部を負担していただく制度です。

◎対象

公共下水道整備区域内の土地所有者・地上権者など

◎納付

単位負担金額(450円)×土地の面積＝負担額対象となった年の6月から1年間4回分割、3年間12回分割(年4回)を選択できます

水洗トイレで快適な生活を

下水道河川総務課

くみ取り便所や浄化槽から公共下水道に接続する工事(改造工事)には、次の制度を設けています。

①奨励金制度

公共下水道処理区域として告示後3年以内に改造工事をしていただいた方に奨励金を交付します。

②融資あっせん制度

本市指定の金融機関から工事費の融資が受けられるようにあっせんします(審査あり)。

トイレや流しなどがつまったときは

下水道河川管理課／下水道河川総務課

トイレや流しなどの水が流れないのは、管のつまりが原因と考えられます。お問い合わせの前に次のことを確認してください。

①マンション・アパートの場合、管理会社もしくは管理者にご相談ください

②個人住宅の場合、敷地内にある汚水の最後のます(公共下水道汚水ます)を探し、水が溜まっているかの確認をしてください

◎水が溜まっていた場合

公共下水道本管や取付管(公共下水道本管へ接続している管)のつまりが考えられますので、下水道河川管理課へご連絡ください。

水道局指定工事店 台所 トイレ
給湯器 水漏れ修理 左官工事



みのかん有限会社

一般建設業県知事許可 第51189号

小和田1-8-16

☎(0467)38-8614



く
み
り

◎水が溜まっていなかった場合

敷地内の排水設備のつまりが考えられます。ここでのつまりは、個人での対応となりますので、排水設備指定工事店等にご相談のうえ対応をお願いします。

※茅ヶ崎市下水道排水設備指定工事店の一覧表を市ホームページに掲載しています

私道への公共下水道(汚水)の敷設

下水道河川建設課

一定の要件を満たしている私道に、公共下水道(汚水)を敷設します。

◎要件

- ①道路の形態をしていて日常的に使われている
- ②建築基準法上の道路などである
- ③分筆登記されている
- ④私道沿いに、所有者が異なり、公道に面していない建築物(住居)が2棟以上ある
- ⑤処理区域内に位置している
- ⑥私道所有者全員の承諾を得ている

※上記は主な要件です。詳細な要件や手続きは下水道河川建設課までご相談ください

下水道の正しい利用を

下水道河川総務課

家庭の排水管を大切に

市が管理している公共下水道はみなさんの財産です。家庭の排水管はルールを守って適切に使用し、定期的に清掃するように心がけましょう。

👉ごみや油を流さない

生ごみ、野菜くず、油などは排水管を詰まらせ、悪臭や有害ガスを発生させる原因になりますので、流さないでください。

👉トイレに流していいのはトイレトーパーだけ

便器や排水管などを詰まらせる原因となるので、紙おむつや水に溶けにくいティッシュペーパーなどは水洗トイレに流さないでください。

し尿(浄化槽)くみ取り

し尿(浄化槽)汚泥のくみ取り

環境保全課

■し尿の清掃(簡易トイレ)

申し込みは環境保全課へ

※次のような場合は必ずご連絡ください

- ①新規にくみ取りを希望するとき
- ②水洗化や転居などでくみ取りをやめるとき
- ③出生、死亡、結婚などで居住人数が変わったとき

■浄化槽の清掃

申し込みは環境保全課へ

◎実施回数

年1回以上(1年6か月以上清掃していない場合は手数料の割増あり)

浄化槽の維持管理

環境保全課

浄化槽の維持管理は、使用者に義務づけられているため下記3点の実施をお願いします。

■保守点検

浄化槽の機能を維持するために、機器の調整や消毒薬の補充などを実施しなければなりません(処理方式や処理対象人数により回数は異なる)。

※保守点検は市の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託することができます

■法定検査

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているか確認するため、指定検査機関の検査を毎年1回受けなければなりません。

指定検査機関:

一般社団法人 神奈川県保健協会西湘支所

☎0463-73-0511

■清掃

申し込みは環境保全課へ

合併処理浄化槽への転換設置補助

下水道河川建設課

公共用水域の水質汚濁や生活環境の悪化を防ぐため、公共下水道事業計画区域外の地域で単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ切り換えをされる方に補助をしています。

※必ず事前に下水道河川建設課までご相談ください

住宅・土地・道路

木造住宅耐震診断事業補助金

建築指導課

1981年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断に補助金を交付します。耐震診断を行うことで、ご自宅の耐震性や補強方法、概算の工事費用が分かります。診断費用は一律10万8900円(税込)です。補助の条件などは、耐震診断を行う前にお問い合わせください。

◎補助金額

7万3000円

※世帯全ての者が65歳以上であり、当該全ての者が市民税を課税されていないときは2万6000円の割増しあり

木造住宅耐震補強事業補助金

建築指導課

木造住宅耐震診断事業補助金を利用した耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された場合、地震に備えて、早めの耐震補強をお勧めします。補助の条件などは、耐震補強工事を行う前にお問い合わせください。

◎補助金額

耐震補強費用の1/2(上限50万円)

※高齢者(65歳以上)などには20万円の割り増しあり

木造住宅除却事業補助金

建築指導課

木造住宅耐震診断事業補助金を利用した耐震診断の結果、倒壊する可能性があるとして診断された住宅を除却する場合、その除却に対する費用の一部を補助します。補助の条件などは、除却工事を行う前にお問い合わせください。

◎補助金額

①～③のうち最も低い額

①除却工事の見積額の1/2

②除却する住宅の延べ面積(平方メートル)×2万円の1/2

③上限36万円(茅ヶ崎市耐震改修促進計画に記載された耐震診断義務・努力路線に接する住宅は上限45万円)

耐震シェルター等設置事業補助金

建築指導課

耐震シェルター又は耐震ベッドを設置することで、地震により住宅が倒壊しても安全な空間を確保することができます。補助の条件などは、契約を行う前にお問い合わせください。

◎補助金額

耐震シェルター等設置費用の1/2(上限25万円)

家具転倒防止金具等取付支援事業

建築指導課

地震発生時に早急な避難が困難な方がいる世帯を対象に、家具転倒防止金具などの取り付けを支援します。

※金具代等の実費をご負担いただきます。

危険ブロック塀等の撤去費補助金

建築指導課

災害時の避難や緊急車両通行の妨げにならないように、危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します。

◎対象

ブロック塀等を所有している方で、以下のすべてに該当すること

①建築基準法に定義された道路等に面するブロック塀等

②道路等からその上端までの高さが0.8mを超えるものを、0.8m以下まで撤去するもの

③市税の滞納がないこと

(注)その他、詳細の条件あり

◎補助金額

①～③のうち最も低い額

①撤去工事の見積額

②撤去する塀等の部分の見付面積×6000円/平方メートル

③上限20万円(世帯全ての者が65歳以上であり、当該全ての者が市民税を課税されていないときは上限30万円)

◎利用方法

ブロック塀等の面している道路の種類によって、補助金等の申請先が異なります。また、現地の状況によっては、補助の対象とならないこともあります。詳しくは、工事を行う前にまず、建築指導課にご相談ください。

感震ブレーカー設置費補助金

都市政策課

地震時に発生する火災のうち、約6割が電気火災とされ、防止するには地震の揺れを感知し、自動的にブレーカースイッチを落とす感震ブレーカーの設置が有効です。市は、自治会で行う感震ブレーカー普及活動に対し、補助金を交付しています。設置を希望される方は、お住まいの地域の自治会へご相談ください。

◎対象

自治会

◎補助金額

対象機器の本体価格(税込)の2/3(上限3000円)

「住まい制度」ガイド

都市政策課

住まいに関する市の制度や支援メニューを分類してご案内しております。

◎閲覧場所

都市政策課ホームページ



住まいの相談窓口

空き家活用等マッチング制度
空き家バンク制度

都市政策課

■住まいの相談窓口

住まいに関する悩みについて、内容をうかがい、適切な担当課や協定を結んだ関係機関・関係団体にお繋ぎします。



■空き家活用等マッチング制度

空き家などの所有者と、地域の活性化や課題解決を図るための活動場所に悩んでいる空き家活用希望者(非営利団体)をお繋ぎします。

■空き家バンク制度

空き家の所有者が物件を登録することで、空き家利用に特化した需要層に向けて物件情報を提供できる制度で、バンクを介して両者をお繋ぎします。

◎いずれも受付時間

月～金曜日 8時30分～17時

◎いずれも受付場所

都市政策課

狭あい道路の整備(セッバック)

道路管理課

狭い道路の整備を進めるため、幅4m未満の道路に面した家屋の新築・増改築をする場合、道路後退(セッバック)が必要になります。後退した部分は市で買い取るか、市への寄付をお願いしています。

ブロック塀や生け垣などの補償や自主的な後退にご協力いただける方の相談も受け付けています。

道路の穴あきなどを見つけたときは

道路管理課 / 建設総務課

道路(市道)の破損や側溝のつまりなど、お気づきの点がありましたらご連絡ください。補修や清掃などを行います。なお、国道と県道については各管理者にご連絡ください。

■国道のご連絡先

横浜国道事務所 湘南出張所 ☎0466-37-2588

■県道のご連絡先

藤沢土木事務所 ☎0466-26-2111(代表)

市の道路・水路との境界確認

建設総務課

市の道路・水路には、境界標が設置されています。家屋の新築・改築、塀の新築・改修工事をする際には、境界標をしっかりと確認し、亡失や移動させないように注意して、工事をするようお願いいたします。なお、境界標が確認できない場合は、建設総務課までご相談ください。

市の道路・水路の売払い

建設総務課

私有地に隣接もしくは宅地の中に取り込まれている道路や水路で現況が機能していないものについて、不用品財産の有効活用の観点から市では積極的に売却を進めています。取得を希望される方は、建設総務課までご相談ください。

市営住宅

建築課

募集の時期など、詳しくは建築課へお問い合わせください。

名称	所在地
香川住宅	香川1-13
高田住宅	高田2-14
菱沼住宅	菱沼2-12
今宿住宅	今宿243-3
松林住宅	松林3-9-28
小和田住宅	小和田3-2-44
つつじハイム香川	香川6-9-1
つつじハイム香川第2	香川6-10-33
つつじハイム菱沼	菱沼2-11-26
つつじハイム松林	松林2-11-3
つつじハイム萩園	萩園2352-1
つつじハイム萩園第2	萩園1623-1
つつじハイム西久保	西久保740-3
コンフォール茅ヶ崎浜見平	浜見平14-2の一部
コンフォール茅ヶ崎浜見平第2	浜見平13-4の一部
コンフォール茅ヶ崎浜見平第3	浜見平13-7の一部

◎県営住宅の問い合わせ

(一社)かながわ土地建物保全協会公営住宅課

入居者募集担当 ☎045-201-3673

◎UR都市機構住宅の問い合わせ

UR藤沢営業センター ☎0466-50-0061



衛生・ペット

犬を飼うとき

保健所衛生課 ☎38-3317

■犬の登録

マイクロチップを装着し、かつ犬の情報を環境省指定登録機関に登録すると、市への登録も完了します。この際、市への犬の登録手数料はかかりません。(特例制度犬、令和8年7月1日現在)マイクロチップを装着していない犬等の登録は、保健所衛生課窓口で行うことができます。

◎犬の登録手数料

3000円

犬が死亡したときや、所有者・住所などに変更が生じた際はご連絡ください。なお、特例制度犬は環境省指定登録機関への変更登録により、市への手続きも完了します。

■狂犬病予防注射

犬には、年1回予防注射を受けさせなければなりません。動物病院等で注射を受けた場合は、発行された注射接種証明書を保健所衛生課窓口へ持参し、手続きを行ってください。

◎注射済票交付手数料

550円

ペットの相談

保健所衛生課 ☎38-3317

■飼えなくなったペットの相談

まずはご自身で新たな飼い主を探してください。どうしても飼えなくなったペットについてはご相談ください。

■犬・猫の譲渡、犬のしつけ相談

犬・猫の譲渡会や犬のしつけ相談を定期的に行っています。詳しくは下記へお問い合わせください。

・神奈川県動物愛護センター ☎0463-58-3411

犬・猫などの愛護小動物の死体処理

環境事業センター ☎57-0200

道路などで犬・猫などの死体を見つけた方は連絡してください。なお、飼い主のいる犬・猫などの死体は有料で収集・処理をしています。骨はお返しできません。

◎手数料(飼育動物のみ)

- ・市が収集する場合7150円(1体)
- ・市の指定する処理施設へ持ち込む場合4830円(1体)
- ・野生鳥獣などは無料です。

◎問い合わせ

月～金曜日

環境事業センター ☎57-0200 8時15分～17時

土・日曜日

動物愛護の会 ☎53-2241 9時～17時

スズメバチの巣の駆除

保健所衛生課 ☎38-3317

ハチの中でも毒性が強く、生命に危険を及ぼす可能性のあるスズメバチの巣に限り、駆除をしています(無料)。お困りの際はご連絡ください。なお、巣の場所が判明していない場合は対応できません。

その他のハチの巣は、市では駆除していません。害虫駆除業者に相談をするか、ご自身で巣の駆除をするようにしてください。アシナガバチなどは市販の殺虫剤で比較的簡単にできますが、作業には十分注意してください。



▲スズメバチの巣

エコな暮らし

環境政策課

「ちがさきエコネット」で省エネ生活を実践!

市の環境情報をまとめたポータルサイト「ちがさきエコネット」は、家庭で参加して、楽しみながら省エネに取り組めるサイトです。

サイトに登録し、電気・ガスなどエネルギー使用量を入力すると二酸化炭素排出量を知ることができます。

また、使用量を毎月記録・比較することでエネルギーの使いすぎや無駄を見つけやすくなります。

ぜひ、「ちがさきエコネット」を利用して、環境にも家計にもやさしい省エネ生活を実践してみてください。



「ちがさきエコネット」画面

ちがさきエコネット➡



環境に配慮した設備などへの補助金等

地球温暖化対策を推進するための再生可能エネルギー・省エネルギー設備・電気自動車などの導入費用の一部の補助等の制度があります。

補助メニュー等	問い合わせ先
みらいエコ住宅2026事業 (長期優良住宅、ZEH水準住宅等の新築・改修に対する補助)	住宅省エネ2026 キャンペーン 補助事業合同 お問い合わせ窓口 ☎0570-081-789
先進的窓リノベ2026事業 (ガラス交換、内窓設置、外窓交換等の補助)	
給湯省エネ2026事業 (エコキュート、エネファーム等への交換の補助)	
賃貸集合給湯省エネ2026事業 (賃貸アパートなどの給湯器交換の補助)	
住宅に太陽光発電設備を設置する「0円ソーラー」	神奈川県 脱炭素戦略本部室 補助金審査事務局 神奈川県太陽光発電 初期費用ゼロ 促進事業費補助担当 ☎050-1784-5835
太陽光発電や蓄電池の 共同購入事業	みんなのうちに 太陽光事務局 ☎0120-723-100
クリーンエネルギー 自動車導入促進補助金	一般社団法人次世代 自動車振興センター ☎0570-001-136

※補助金申請が予算上限に達し次第、受付を終了します。
※受付期間がある事業もあります。詳細は各問い合わせ先にて確認してください。

勤労者に対する 福祉制度

産業観光課

勤労者生活資金融資制度

勤労者の生活安定および充実に資するために必要な資金を融資する制度です。

◎対象

勤労者で、市内に在住または市内の事業所に勤務している方(その他条件あり)

◎限度額

300万円

◎資金用途

次のいずれかに該当すること

- ①自動車などの耐久消費財の購入
- ②教育または医療に要する費用

- ③冠婚葬祭に要する費用
- ④家屋の増改築または家屋の附帯設備に要する費用
- ⑤育児休業または介護休業の期間中の生活に要する費用
- ⑥職業能力開発に要する費用
- ⑦ボランティア活動に要する費用
- ⑧余暇活動に要する費用

◎返済期間

融資の日から10年以内

◎融資利率

教育費は年1.1%、家屋の増改築または家屋の附帯設備に要する費用は年1.1%、育児・介護休業中の生活費用は年1.0%、自動車に要する費用は1.1%、その他は2.3%、別途保証料がかかります。

「シェアサイクル」

市内を含む湘南地域では、スマートフォンアプリ(HELLO CYCLING)を活用して自転車の貸出し、返却ができるシェアサイクルが設置されています。観光や通勤通学の際に、ぜひご利用ください。

〔貸出時間〕

24時間

〔料 金〕

利用時間によって算出

〔その他〕

- ①料金は自転車の種類によって異なります。
- ②利用にはアプリの登録(無料)が必要です。

〔詳細はこちら〕



自動車駐車場

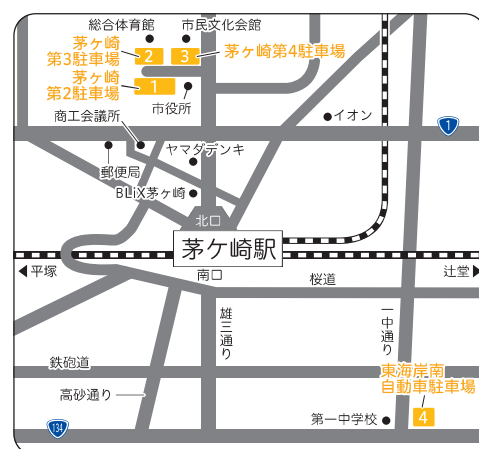
■ 茅ヶ崎第2～第4駐車場

名称	電話番号	種類	利用時間	一時利用の料金体系		収容台数
①市役所本庁舎駐車場 (茅ヶ崎第2駐車場) 茅ヶ崎1-1-1	0120-77-8924 タイムズ コンタクト センター	普通 自動車等	0時～24時	24時間までごとに1000円		79台
				8時～22時	22時～8時	
				30分までごとに100円	60分までごとに100円	
②総合体育館駐車場 (茅ヶ崎第3駐車場) 茅ヶ崎1-9-63				24時間までごとに900円		70台
				8時～22時	22時～8時	内身障者用 4台
③市民文化会館駐車場 (茅ヶ崎第4駐車場) 茅ヶ崎1-11-1				30分までごとに100円		60分までごとに100円

※1普通自動車等とは、道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車(5,000キログラム未満のもの及び最大積載量が3,000キログラム未満のものに限る)

※2茅ヶ崎第2駐車場、茅ヶ崎第3駐車場及び茅ヶ崎第4駐車場は、各併施設専用の駐車場ではございません。そのため、ご利用駐車場が満車等により、入庫までに時間を要する場合には、空いている駐車場をご利用ください。3つの駐車場いずれかに駐車していただき、市役所等の周辺公共施設をご利用いただいた場合には、各施設に設置している減免機に駐車券を通していただくと、駐車時間が1時間無料となります。

※3混雑している場合には、空いている駐車場をご利用ください。空き状況については、神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線に設置している満空表示看板でご確認いただけます。



●減免(駐車料金の免除)について

市役所・コミュニティホール、総合体育館、市民文化会館の利用者は原則として、各施設に設置している減免機に駐車券を通していただくと駐車時間が1時間無料になります。また、特に配慮が必要な方は、全ての利用時間を無料にします。要件にかかった時間全ての駐車料金が免除となる方の主な例

- ①市主催、市共催会議などの出席者(市の依頼でご出席いただいた方)
- ②市主催、市共催事業の従事者(3台まで)
- ③「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」「難病の患者に対する医療等に関する法律の医療受給者証」「児童福祉法の医療受給者証」の交付を受けている方と同行する補助者



④ 東海岸南自動車駐車場

利用区分	利用時間および利用料金(回数券もあります)				
普通自動車 1回1台	1月～6月 9月～12月	7月～8月		14時以降に利用する場合	
		7月～8月		7月～8月	
	8時30分～17時	7時～18時		14時～18時	
	平日・土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
	520円	1040円	1570円	520円	730円

◎利用日

1月1日～3日を除く毎日

◎所在地

東海岸南6-4-60 ☎82-1911

◎問い合わせ

茅ヶ崎市シルバー人材センター ☎88-2388

※混雑状況は茅ヶ崎市シルバー人材センターまたは、市HPで



自転車駐車場

自転車駐車場

◎利用日

1月1日～3日を除く毎日

◎利用時間

6時～22時 ※⑤は7時～22時

◎使用料

- ・自転車…1日1回100円
1か月定期1570円(学生1250円)
- ・原動機付自転車…1日1回200円
1か月定期2610円

茅ヶ崎市シルバー人材センター ☎88-2388

名称	所在地	電話
①新栄町第一	新栄町13-45	58-6689
②新栄町第二	新栄町13-45	
③新栄町第三	新栄町12-12 (茅ヶ崎トラストビル地下1階)	
④ツインウェイヴ北 50 125	新栄町3-34	57-2225
⑤ツインウェイヴ南	共恵1-9-15	

⑥幸町 50	幸町21-7	83-6079
⑦幸町第二	幸町3-24	
⑧共恵	共恵1-2-13	
⑨本宿町 50 125	本宿町11-59	52-2861

公益財団法人自転車駐車場整備センター

☎03-6262-5322

名称	所在地	電話
⑩香川自転車駐車場 50 125	香川4-42-5	82-7547

50 …原動機付自転車も駐車可

125 …125cc以下のバイクも駐車可



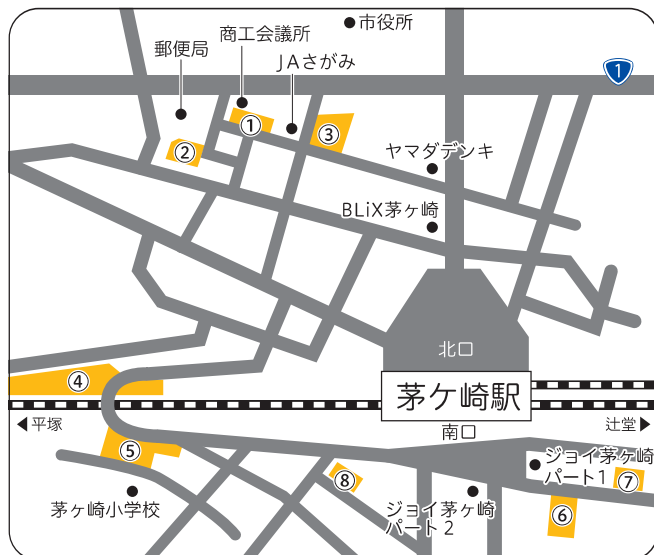
臨時自転車置場

安全対策課

24時間、毎日無料で利用できます。

名称	所在地
⑪北茅ヶ崎臨時 50	茅ヶ崎547

50 …原動機付自転車も駐車可



放置自転車などの保管場所

安全対策課

放置禁止区域に放置された自転車や原動機付自転車
は、警告札を取り付けた後、西久保臨時放置自転車等保
管場所に移動します。保管期間は2か月で、期間内に引き
取りのないときは処分します。

西久保臨時放置自転車等保管場所 ☎57-6432

◎所在地

西久保2009-1

◎返還日・時間

水・土曜日(年末年始を除く)

11時～15時30分

◎茅ヶ崎駅北口からバスのご案内

乗車…6番乗り場(今井薬局前)

茅25系統(円蔵)寒川駅南口行き

茅26系統(矢畑・寒川駅南口)文教大学行き

下車…西久保バス停留所(バス停から徒歩8分)

◎返還に必要なもの

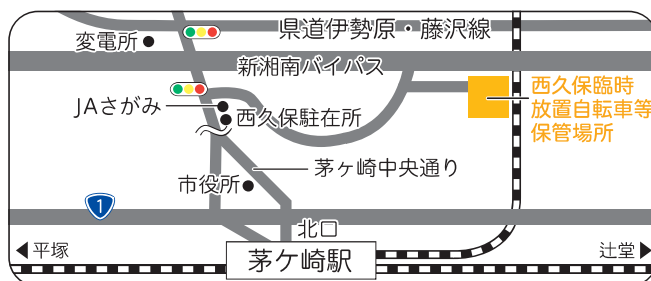
①自転車などの鍵

②引取通知書

③身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証な
ど)

④引き取り料(自転車2090円、原付50cc 4190円)

※新500円硬貨(令和3年改铸)及び新紙幣(令和6年7月発行)はご利用
いただけません



自転車はルールとマナーを守って運転

市内では、自転車事故が多く発生しています。
ルールを守って、安全運転を心掛けましょう。

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

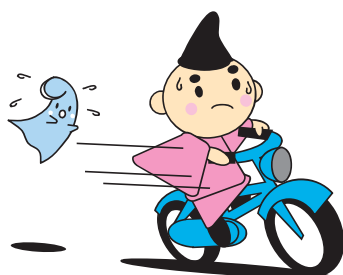
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

3. 夜間はライトを点灯

4. 飲酒運転は禁止

5. ヘルメットを着用

※自転車を離れるときは必ず鍵をかけましょう





相談

各種相談

市民相談課での相談

場所 市役所本庁舎2階

※の相談は相談日の前日15時までに予約がない場合、相談を開設しないことがあります。寒川町市民相談室の相談を除きます。相談日が祝日にあたる場合は別日に開催する場合があります。

■市政全般、国・県政など

相談名	相談内容	相談員	日時
市民相談	市に対する意見や要望、各種相談の案内(電話相談可)	市職員	月～金曜日 8時30分～17時
行政相談(予約制)	国・県・市などへの苦情・要望	行政相談委員	第4水曜日13時～15時

■法律、税務など

相談名	相談内容	相談員	日時
法律相談(予約制)※	相続、金銭、借地・家などの法的な問題	弁護士	火・木曜日、第1・3月曜日 10時～15時30分
税務相談(予約制)※	相続・贈与、土地の売買などの税金問題	税理士	第1・3水曜日、第4木曜日 13時～16時(4月・6月・8月は 第1・3水曜日のみ)
司法書士相談(予約制)※	不動産・商業登記、成年後見制度登記などの手続き	司法書士	第2火曜日 13時～16時 寒川町市民相談室 ☎74-1111 第2金曜日 13時～16時
公証相談(予約制)※	契約・遺言を公正証書として作成したいとき	公証人	第2月曜日 13時～16時
不動産相談(予約制)※	相続・贈与、地代・家賃の更新など	不動産鑑定士 宅地建物取引士	第1金曜日 13時～16時 第3金曜日 13時～16時
人権相談(予約制)※	夫婦・近隣でのトラブルやいじめなど	人権擁護委員	第2金曜日、第4火曜日 13時～16時
分譲マンション管理相談(予約制)※	管理組合の規約改正、修繕計画など	マンション管理士	第2金曜日 13時～16時
遺言書と終活の相談 (行政書士相談) (予約制)※	相続、遺言等書類、農地・墓地手続きの相談	行政書士	第4月曜日 13時～16時
多重債務法律相談 (予約制)※	多重債務問題についての法的解決を図りたいとき	弁護士	第2月曜日、第4金曜日 13時15分～16時15分



買取大吉
KAITORI DAIKICHI

寒川店

☎0120-090-011 寒川町岡田6-8-12

営業時間 / 10:00～19:00(日曜・祝祭日18:00閉店) 定休日 / 水曜日

生前整理 遺品整理 のお手伝い致します。神奈川公安委員会 第452670010000号



■ 建築紛争、安全など

相談名	相談内容	相談員	日時
建築紛争相談(予約制)※	中高層建築に係る紛争の調整	建築紛争相談員	原則第3水曜日 13時～16時
市民安全相談	家庭内の暴力、民事介入暴力など	市民安全相談員 (電話相談可)	月～木曜日 9時～16時
交通事故相談	交通事故に関する相談		
防犯相談	防犯対策、地域防犯活動についての相談		
犯罪被害者等支援相談	犯罪被害に関する相談 (電話相談可)	市職員	月～金曜日 8時30分～17時
		被害者支援 自助グループ ピア・神奈川	第1・3水曜日 10時～15時

消費生活センターでの相談

場所 市役所本庁舎2階

相談名	相談内容	相談員	日時
消費生活相談	悪質商法、事業者との契約トラブルなど(電話相談可)	消費生活相談員	月～金曜日 9時30分～16時
			寒川町消費生活相談室 ☎74-1111 月・木曜日 10時～16時 (受付は15時まで)
多重債務相談	多重債務問題の解決方法など	市職員、消費生活相談員	月～金曜日 8時30分～17時
家計あんしん相談 (予約制)	家計や生活設計、保険など(事前にデータ記入シートを提出していただきます)	ファイナンシャルプランナー	第1木曜日 11時～11時50分、13時～14時50分 4月・8月・12月については、第1・第3木曜日
消費生活法律相談 (予約制)	消費生活に関する法的な相談(事前に消費生活相談を受けていただきます)	弁護士	偶数月の第2金曜日 13時～16時



相談



市立病院での相談

相談名	相談内容	相談員	日時	連絡先
がんに関する相談	がんの治療について(自宅での療養や介護に不安がある、治療や手術にかかる費用が心配など)	がん相談員	月～金曜日 8時30分～17時 (土・日曜日、祝日、 年末年始を除く)	がん相談支援センター (茅ヶ崎市立病院内) ☎52-1111 「がん相談」とお伝えください。

保健所での相談

健康・医療に関する相談

相談名	相談内容	日時	連絡先
性感染症相談	性感染症に関する個別相談 ※相談内容に関係のない性的な質問や職員への性的発言等には対応していません。	随時	保健所保健予防課 (感染症対策担当) ☎38-3321
精神科医師による こころの健康相談	精神的な不安や悩みを抱える方とその家族の相談 もの忘れなどで悩んでいる方とその家族の相談	月2回程度 14時～17時(予約制) ※精神保健福祉士等による相談は随時	保健所保健予防課 (保健対策担当) ☎38-3315
医療安全相談窓口	市内および寒川町の医療機関を受診する方や家族からの医療に関する相談	毎週月・木曜日 8時30分～12時・ 13時～16時 (祝日、年末年始を除く) ※月曜日が祝日の場合は翌火曜日	保健所地域保健課 (医療安全相談窓口) ☎38-3318
酒害相談員による アルコール個別相談	アルコールの問題を抱える方とその家族	原則奇数月第2木曜日 13時30分～16時 (予約制)	保健所保健予防課 (保健対策担当) ☎38-3315
禁煙サポート	個別面接相談で喫煙習慣を振り返り、その人に合った禁煙方法を提案、その後面接・電話・メールなどで支援	随時	保健所健康増進課 ☎38-3331
大人の健康相談	保健師と管理栄養士による健康に関する個別相談	随時	保健所健康増進課 ☎38-3331

生活衛生に関する相談

相談名	相談内容	日時	連絡先
食品に関する相談	食品営業施設に関する相談、食品の安全性・表示に関する相談	随時	保健所衛生課 (食品衛生担当) ☎38-3316
飲料水の衛生相談	井戸水など飲料水の相談	随時	保健所衛生課 (環境衛生担当) ☎38-3317
住まいの衛生相談	住環境についての相談(衛生害虫などの相談)	随時	
犬・猫等の飼育相談	犬や猫の飼育相談など	随時	

その他の相談

■ 仕事上の悩みや求職などの相談・カウンセリング

※勤労市民会館の詳細はP.116をご覧ください

相談名	相談内容	相談員	日時	連絡先
就職・就労サポートコーナー (先着順)	就職・転職・就労継続の相談やアドバイス	キャリアコンサルタント	月～金曜日 10時～12時、 13時～16時 (休館日、祝日を除く) 1枠30分	勤労市民会館 ☎88-1331
個別キャリア形成相談	求職者の相談 / 就活・転職・就労 / 求人側の相談 / 採用・人事問題	キャリアコンサルタント	第1～4土曜日各13時・14時・15時の全12枠	
夜間個別就職・就労相談 (夜間に相談される方)	求職者の相談 / 就活・転職・就労 / 求人側の相談 / 採用・人事問題	キャリアコンサルタント	第1～4木曜日各18時・19時の全8枠	
社会保険労務士による相談会	年金・社会保険制度全般労働問題全般	社会保険労務士	第2・4土曜日 / 第3水曜日 (ただし第4土曜日と同一週の場合は第2水曜日) 各13時・14時・15時の全9枠	
一般職業相談	求人票の閲覧と職業相談	公共職業安定所職員	月～金曜日の 9時～16時30分 (休館日、祝日を除く)	茅ヶ崎市ふるさとハローワーク (勤労市民会館内) ☎86-0562



■ 女性のための相談

相談名	相談内容	相談員	日時	連絡先
女性のための相談室 (面談・法律相談は予約制)	夫婦・家族・交際相手などの人間関係・生活上の悩み	女性相談員	電話…月～金曜日 10時～16時	女性のための相談室 (多様性社会推進課 男女共同参画担当) ☎84-4772
			面談…月～金曜日 10時～16時 (第2・4水曜日 13時～16時を除く)	
		女性弁護士	法律…第2・4水曜日 13時～16時	

相談



■子育て・教育

※ 赤ちゃん・育児の相談はP.76～83をご覧ください

相談名	相談内容	相談員	日時	連絡先
「通級指導教室」 教育相談	(ことばの教室) 小学校児童のことばの発達で気になること (そだちの教室) 小学校児童の社会性などのそだちで気になること	「通級指導教室」 担当教員	学校開校日の 8時30分～17時	(ことばの教室) ・ 東海道線より北側の地域の 小学校に通う児童 梅田小学校 ☎85-1124 ・ 東海道線より南側の地域の 小学校に通う児童 茅ヶ崎小学校 ☎83-4597 (そだちの教室) ・ 東海道線より北側の地域の 小学校に通う児童 鶴が台小学校 ☎52-3006 ・ 東海道線より南側の地域の 小学校に通う児童 緑が浜小学校 ☎88-5005
幼児の ことばの教室	幼児のことばに関する個別の指導と援助	幼児のことばの 教室指導員	茅ヶ崎小学校 開校日の 9時～16時	こどもセンター ☎84-0505
就学相談 (予約制)	特別な支援を必要とするお子様の就学に関する相談	就学相談担当 指導主事	月～金曜日 9時～17時	学校教育指導課
青少年相談 一般教育相談	学校生活全般に関する相談や、非行問題や親子関係などに関する相談	一般教育相談員、 青少年相談員	電話相談 月～金曜日 9時～17時	教育センター青少年教育相談室 (青少年会館内) ☎86-9963～4
「こころ」の 電話相談	情緒不安、不登校などに関する相談	心理相談員等	面接相談(予約制) 月～金曜日 10時～16時20分	教育センター青少年教育相談室 (青少年会館内) ☎57-1230
「いじめ」 電話相談	自分や友人に対するいじめの悩みに関する相談			教育センター青少年教育相談室 (青少年会館内) ☎82-7868



相談

■福祉

相談名	相談内容	相談員	日時	連絡先
生活自立 相談	経済的な問題についての相談、各種支援制度の案内、就労支援など	自立相談支援員	月～金曜日 8時30分～17時 (年末年始、祝日を除く)	生活自立相談窓口 (市役所分庁舎2階) 地域福祉課
障がい者 職業相談 (予約制)	障がい者の就労相談	藤沢公共職業安定所 職員	第3金曜日 13時30分～15時30分	障がい福祉課
		湘南地域就労 援助センター職員	第1金曜日 13時30分～15時30分	
在宅ケア 相談窓口	在宅医療や介護についての相談	在宅ケア相談窓口の 担当職員	月～金曜日 8時30分～17時 (年末年始、祝日を除く)	高齢福祉課 (在宅ケア相談窓口担当) ☎38-3319(直通)

■ 生きているのがつらいと感じたときの相談

相談名	相談時間	連絡先
精神保健福祉士等によるこころの健康相談	月～金曜日(年末年始・祝日除く) 8時30分～17時	保健所保健予防課(保健対策担当) ☎38-3315
こころの電話相談	24時間、365日 ※年度初めの4月1日午前0時から4月1日午前9時までは休止します。	神奈川県精神保健福祉センター ☎0120-821-606(無料)
川崎いのちの電話	24時間、365日	社会福祉法人川崎いのちの電話 ☎044-733-4343
横浜いのちの電話	相談時間は横浜いのちの電話 ホームページをご確認ください。	社会福祉法人横浜いのちの電話 ☎045-335-4343 スペイン語(español) ☎0120-66-2477 ポルトガル語(português) ☎0120-66-2488
自死遺族電話相談	水・木曜日(年末年始・祝日を除く) 13時30分～16時30分	神奈川県精神保健福祉センター ☎045-821-6937

■ がいこくじんそうだん

そうだんめい	そうだんないよう	そうだんできる「ようび」と「ことば」	れんらくさき
がいこくじん そうだん	① いっぱん・ほうりつ ② きょういく	① かようび～きんようび 10じから12じ、13じから16じ30ふん (ほうりつ: 13じから16じ30ふん) えいご、ぽるとがるご、ちゅうごくご、 すぺいんご、べとなむご、ねぱーご、 やさしいにほんご ② かようび～どようび 10じから13じ、14じから16じ30ふん たがろぐご、ぽるとがるご、ちゅうごくご、 すぺいんご、べとなむご、えいご、 やさしいにほんご ほーむぺーじをみてください。 https://www.earthplaza.jp/	あーすぷらざ ① ☎045-896-2895 ② ☎045-896-2972 (やさしいにほんご: ☎045-896-2970) ✉ soudan1@earthplaza.jp



相談

